

江刺中央体育館

貸切使用の場合(1時間までごと に)	使用区分	基本使用料		付加使用料			
		全面使用の場合	半面使用の場合				
	アリーナ	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	600円	300円	1 照明設備を使用するときは、1時間までごとに次に掲げる額を徴収する。 アリーナ 全面使用 800円 半面使用 400円 コミュニティーホール110円 2 附属設備を使用するときは、次に掲げる額を徴収する。 移動用放送設備 1式1回110円 スポットライト 1組1時間160円 吊物設備 1本1回110円 電光掲示得点表示装置 1組1時間220円 電気機器持込料 1回路1回110円 机 1台1回60円 椅子 1脚1回 20円 3 冷暖房設備を使用するときは、1時間までごとに次に掲げる額を徴収する。 アリーナ 冷房使用料 220円 暖房使用料 550円 コミュニティーホール 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円 レクリエーションルーム 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円 小会議室 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円 会議室 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円 ミーティングルーム 冷房使用料 110円 暖房使用料 110円
			児童及び生徒	1,200円	600円		
			その他の催しに使用する場合	2,400円	1,200円		
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	児童及び生徒	1,200円	600円	
			児童及び生徒	2,400円	1,200円		
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	3,600円	1,800円	
	コミュニティホール	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	児童及び生徒	1室につき110円		
			児童及び生徒	1室につき220円			
			その他の催しに使用する場合	1室につき440円			
		入場料を徴収する場合等	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	児童及び生徒	1室につき220円		
			児童及び生徒	1室につき440円			
			その他の催しに使用する場合	営利を目的としない場合	1室につき660円		
	レクリエーションルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	1室につき110円				
		その他の催しに使用する場合	1室につき220円				
	小会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	110円				
その他の催しに使用する場合		220円					
会議室	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	1室につき110円					
	その他の催しに使用する場合	1室につき220円					
ミーティングルーム	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーション使用の場合	1室につき110円					
	その他の催しに使用する場合	1室につき220円					
個人使用の場合(1人1回の入場につき)	アリーナ	児童及び生徒	110円				
		一般	220円				
	コミュニティホール	児童及び生徒	50円				

トレーニングルーム	一般	110円
	児童及び生徒	110円
	一般	220円

- 1 「入場料を徴収する場合等」とは、入場料を徴収する場合又は入場料は徴収しないが、営利、宣伝その他これらに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。
- 2 「児童及び生徒」とは、幼児、小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒をいう。
- 3 使用時間に1時間未満の端数が生じた場合は、1時間とする。
- 4 市外に住所又は所在地を有する者が使用する場合の基本使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。ただし、トレーニングルームの使用料及び国又は地方公共団体が使用する場合を除く。
- 5 準備、撤去等のため前日等に使用する場合の基本使用料は、この表に定める額（備考4の適用がある場合は、その適用後の額）の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。
- 6 付加使用料のうち、備品及び電気設備の使用料の額は、規則で定める。
- 7 減免により10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。